

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について

国際情勢の変化等に鑑み、在外公館に関し、以下の改正を行う。

- 1 東南アジア諸国連合日本政府代表部の新設（注：法案とは関係しないが、在ジブチ大使館の実館化）
- 2 大使館の兼館である日本国総領事館（在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ、在ロンドン）の廃止
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定
- 4 子女教育手当の支給に関する制度の改正

1. 背景

我が国の経済・地域協力の主要パートナーである東南アジア諸国連合（ASEAN）に対する代表部をジャカルタに新設するとともに、外務省の組織の合理化努力の一環として、インドネシアの在ジャカルタ総領事館等5つの総領事館（兼館）を廃止するために、所要の規定の整備を行う必要がある。

また、在勤基本手当の基準額等について、為替相場及び消費者物価等の変動、地域の事情等を踏まえて、所要の改正を行う必要がある。

2. 法律案のポイント

（1）在外公館の新設及び廃止

（イ）東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設する。

（ロ）ジャカルタ、マニラ、ポートモレスビー、リマ及びロンドンの各地にある総領事館（大使館の兼館）を廃止する。

（2）給与関係

（イ）各在勤地における最近の為替変動及び消費者物価の変動等を勘案した上で在勤基本手当の基準額を改定する。

（ロ）外務公務員の子女教育手当について、支給額に上限を設け、これを上回る分がすべて自己負担とされている現行の制度から、自己負担を定額としつつ、これを上回る必要最小限の学校経費を支給する制度に変更する等の改正を行う。